

## ○柏市特別職報酬等審議会規則

平成17年3月31日  
規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)に基づき設置された柏市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所を有する公共的団体を代表する者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項の規定により委嘱をされた委員は、当該委嘱に係る審議が終了したときは、その職を失うものとする。

(平17規則150・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、前項の規定により招集された会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 6 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(令2規則70・一部改正)

(会議の運営等)

第5条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第150号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。